様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

檜原村長　様

檜原村定住促進サポート事業支援金交付申請書

檜原村定住促進サポート事業支援金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住　所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メール  アドレス |  | | |

２　定住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族  の人数（１の申請者は含まない） | | | | 人 | |
| 定住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク |  | 関係人口 | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「定住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「東京都定住促進サポート事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、当村に居住する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業・起業の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業・関係人口（就業）の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  当村への定住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

※各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、定住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（テレワークによる移住者のみ記載）定住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ  行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　 　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（東京都及び檜原村使用欄） |  |

様式第１号（別紙１）

檜原村定住促進サポート事業支援金の交付申請に関する誓約事項

１　定住促進サポート事業支援金に関する報告及び立入調査について、檜原村から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、檜原村定住促進サポート事業支援金交付要綱に基づき、定住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）支援金の申請日から３年未満に檜原村以外の区市町村に転出した場合：全額

（３）【就業の場合】

支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）【起業の場合】

起業の要件を満たさなくなったとき：全額

（５）檜原村定住促進サポート事業支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（６）支援金の申請日から３年以上５年以内に檜原村以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第１号（別紙２）

東京都定住促進サポート事業に係る個人情報の取扱い

　檜原村及び東京都は、定住促進サポート事業の実施に際して得た個人情報について、檜原村及び東京都が定める個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。